# 研究活動の不正行為の対応等に関する管理責任体制

研究活動の不正行為の対応等に関する管理責任体制図及び職務内容

**最高管理責任者**
（学　長）
（規程第 3 条関係）

・本学における研究活動の不正行為防止及び不正行為への対応に関し、最終責任を負う。
・不正行為を防止するため、研究倫理教育の基本方針を策定するとともに、それらを実施するために、必要な措置を講じる。
・統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が、責任をもって不正行為の防止及び不正行為への対応に取り組めるよう、適切なリーダーシップを発揮する。

**統括管理責任者**
（理事）
（規程第 4・9・11・15・17 条関係）

・最高管理責任者を補佐し、本学における不正行為の防止及び不正行為への対応に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者であり、基本方針に基づき、当該年度の実施計画を策定し、その実施を研究倫理教育責任者に指示するとともに実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者に報告する。
・不正行為に関する告発の受付から調査に至るまでの業務を把握する。
・告発受付体制や方法その他必要な事項について学内及び本学以外の機関に周知する。
・告発があった場合はその旨最高管理責任者に報告し予備調査を行った上本調査を行うかを30日以内に決定する。
・本調査を行うことを決定した場合は調査委員会を設置する。

**受付（相談）窓口**
（教育研究支援部研究推進課に設置）
（規程第 10・12 条関係）

・研究活動の不正行為に関する告発又は相談を受ける窓口
・告発等を統括管理責任者に報告する。
・告発者、被告発者を保護する。

**調査委員会**
（規程第 18・19・22 条関係）

・本調査は論文等の各種資料の精査や関係者のヒアリング、調査委員会の指導・監督の下での再実験などを行うため、これらを要請する権限を持つ。
・告発者及び被告発者などの関係者を調査に協力させることができる。
・調査委員会は調査を開始した日から150日以内に、不正行為が行われたか否か、告発が悪意に基づくものであるか否かなどの認定し、調査結果をまとめ統括管理責任者に報告する。
・不服申立ての審査及び再調査を行うか否かを決定し統括管理責任者に報告する。

**研究倫理教育責任者**
（理事又は副学長）
（規程第 5 条関係）

・不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進する実質的な権限を持つ。
・研究倫理教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

**監督者**
（規程第 6 条関係）

・研究者を監督する地位にある者で研究倫理教育責任者の指示の下、監督する研究者に対し、不正行為を防止するために必要な指導等を行う。
・若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等を行う。

**研究者**
（規程第 2・7・8・19・21条関係）

・研究者とは公的研究費により研究活動を行っている役員、教職員及び学生その他本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。
・研究活動の不正行為への対応等に関する規程及び関係法令等を遵守し、不正行為を行わず、他者による不正行為の防止に努める。また研究倫理教育等により自らの研究倫理を向上させ監督者の指導に従い公正な研究活動を遂行する。
・共同研究における個々の研究者間の研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互が理解したうえで共同研究を適切に行う。
・研究活動によって得られたデータを 10 年間保存（試料や標本などの有体物は、原則 5 年間保存）し必要な場合に開示できるよう適切な管理を行う。
・不正行為の疑惑を晴らそうとする場合は自己の責任において科学的根拠を示し説明を行う。
・不正行為と認定された者は通知を受け取った日から30日以内に不服申立てをすることができる。